

株式併合に関する公告

平成29年9月15日

株主および登録株式質権者各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号
株式会社大京
代表執行役 山口 陽

当社は、第93回定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会の決議（平成29年6月22日付）ならびに第1種優先株式にかかる種類株主総会の決議（平成29年6月19日付）に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として株式併合を行いますので、会社法第181条の規定に基づき以下のとおり公告いたします。

記

1. 併合する株式の種類 当社普通株式および第1種優先株式
 2. 株式併合の割合 当社普通株式および第1種優先株式について、
いずれも10株につき1株の割合で併合する。
 3. 株式併合の効力発生日 平成29年10月1日
 4. 効力発生日における
発行可能株式総数 1億1,624万株
(うち普通株式1億1,524万株、第1種優先株式100万株)
- 以上

(ご参考)

当社は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、当社普通株式および第1種優先株式の単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

これに伴い、平成29年9月27日から、東京証券取引所における当社普通株式の売買単位は1,000株から100株へ変更となります。なお、株主さまにおかれましては特段のお手続の必要はございません。